

2022年度 デジタル化設備導入支援事業 【募集要領】

公益財団法人 石川県産業創出支援機構

石川県産業創出支援機構では、県内中小企業者等が、AI・IoT・RPA・クラウドサービス等のデジタル技術を活用した設備を導入することで生産性向上や事業拡大などを図る取り組みを支援し、もって県内企業の競争力強化を図ることを目的に、デジタル化設備導入支援事業を下記のとおり募集します。

記

1 補助対象事業

- ・生産性向上や事業拡大などを目的に、AI・IoT・RPA・クラウドサービス等のデジタル技術を活用した設備(※1)を導入する事業に対して補助金を交付します。ただし、本補助金の交付を受けようとする事業が、当該実施期間中に他の補助金等による財政支援を受けている又は受ける予定の場合、交付対象となりません。
- ・昨年度以前に、石川県産業創出支援機構で実施したAI・IoT等を搭載した設備導入支援事業等に採択された中小企業者等も申請できます。ただし、上記事業又は国の類似事業（ものづくり補助金やIT導入補助金等）において、過去に交付決定を受けた事業内容（中止又は廃止承認を受けたものを除く）と同一もしくは類似の内容については、申請対象外となります。

(※1) 本事業における「設備」は、「機械装置」に加え、「情報システム」や「パッケージソフトウェア」、「サブスクリプションサービス」、「クラウドサービス」等、幅広く「設備」とみなし、補助対象事業とします。

【対象となる想定例】

区分	取組内容
売上拡大	顧客管理・営業支援、BI・需要予測システム(AI)の導入
事務部門の効率化	RPA、OCR、勤怠管理・労務管理システムの導入
営業部門の効率化	受注管理・予約管理・販売管理システムの導入
生産管理部門の効率化	生産管理・受発注管理・在庫管理システムの導入
技術部門の効率化	3Dプリンタ、3次元CAD、3次元CAD/CAMの導入
製造・現場部門の効率化	無人搬送機(AGV)、稼働管理(IoT)・自動検針(IoT)・外観検査(AI)・情報共有システムの導入
PoC(概念実証)	デジタル技術を活用した設備導入の実証の取り組み

※ 上記は例示であり、当該補助事業の趣旨・要件に合致すると認められる事業は幅広く対象となります。

【対象とならない例】

- ・ HP 作成、EC サイト作成、SEO 対策、SNS 等の活用
- ・ 作成したシステムやアプリ自体を顧客に販売する事業
- ・ 社員一人一人のテレワーク化のためにパソコンやタブレット等を支給する事業
→ 汎用品の購入は、補助対象経費となりません。

2 補助対象者

- ・ 石川県内に主たる事業所を有する中小企業者等であること。
- ・ 本事業における「中小企業者等」とは、ア、イのいずれかに該当する者とする。

ア【中小企業者（組合関係以外）】

- ・ 資本金又は従業員数(常勤)が下表の数字以下となる会社又は個人であること。

主たる事業として営んでいる業種	資本金（資本の額または出資の総額）	従業員数〔常勤〕 （※1）
製造業、建設業、運輸業	3 億円	300 人
卸売業	1 億円	100 人
サービス業 （ソフトウェア業、情報処理サービス業、旅館業を除く）	5 千万円	100 人
小売業	5 千万円	50 人
ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。）	3 億円	900 人
ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3 億円	300 人
旅館業	5 千万円	200 人
その他の業種（上記以外）	3 億円	300 人

（※1）常勤従業員は、中小企業基本法上の「常時使用する従業員」をいい、労働基準法第 20 条の規定に基づく「予め解雇の予告を必要とする者」と解されます。これには、日々雇い入れられる者、2 か月以内の期間を定めて使用される者、季節的業務に 4 か月以内の期間を定めて使用される者、試みの使用期間中の者は含まれません。

ただし、次の（1）～（5）のいずれかに該当する者は、大企業とみなして補助対象者から除きます。

（みなし大企業）

- （1）発行済株式の総数又は出資価格の総額の 2 分の 1 以上を同一の大企業が所有している中小企業者
- （2）発行済株式の総数又は出資価格の総額の 3 分の 2 以上を大企業が所有している中小企業者
- （3）大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の 2 分の 1 以上を占めている中小企業者
- （4）発行済株式の総数又は出資価格の総額を（1）～（3）に該当する中小企業者が所有している中小企業者
- （5）（1）～（3）に該当する中小企業者の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の全てを占めている中小企業者

自治体等の公的機関に関しても大企業とみなします。ただし、中小企業投資育成株式会社、投資事業有限責任組合が株式を保有する場合は、その保有比率等をもって上記のみなし大企業の規程を適用しません。

また、（6）に定める事業者該当する者は補助対象者から除きます。

- （6）個人事業主のうち、医師、歯科医師、助産師、系統出荷による収入のみである個人農業者（個人の林業・水産業者についても同様）、申請時点で開業していない創業予定者

イ【中小企業者（組合関係）】

企業組合、協業組合、事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、商工組合、商工組合連合会、商店街振興組合、商店街振興組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会、生活衛生同業組合（※1）、生活衛生同業小組合（※1）、生活衛生同業組合連合会（※1）、酒造組合（※2）、酒造組合連合会（※2）、酒造組合中央会（※2）、内航海運組合（※3）、内航海運組合連合会（※3）、技術研究組合（直接又は間接の構成員の3分の2以上が中小企業者であるもの）

- (※1) その直接又は間接の構成員の3分の2以上が5,000万円(卸売業を主たる事業とする事業者については、1億円)以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時50人(卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については、100人)以下の従業員を使用する者であること。
- (※2) その直接又は間接の構成員たる酒類製造業者の3分の2以上が3億円以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時300人以下の従業員を使用する者であるもの並びに酒販組合、酒販組合連合会及び酒販組合中央会であって、その直接又は間接の構成員たる酒類販売業者の3分の2以上が5,000万円(酒類卸売業者については、1億円)以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時50人(酒類卸売業者については、100人)以下の従業員を使用する者であるもの。
- (※3) その直接又は間接の構成員たる内航海運事業を営む者の3分の2以上が3億円以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時300人以下の従業員を使用する者であるもの。

3 補助率・補助限度額・補助対象期間

補 助 率	補助対象経費の3分の2以内 ただし、小規模事業者(※1)は、補助対象経費の4分の3以内
補助限度額	<p>①「200万円コース」 (上 限) 2,000千円 (下 限) 500千円</p> <p>②「600万円コース」 (上 限) 6,000千円 (下 限) 2,000千円</p> <p>※ 千円単位とし、端数は切捨てます。</p>
補助対象期間	<p>①「200万円コース」 採択日(交付決定日)から最長で 2022年12月31日まで</p> <p>②「600万円コース」 採択日(交付決定日)から最長で 2023年1月31日まで</p>

(※1) 小規模事業者の定義

業 種	常時使用する従業員の数 (※2)
卸売業・小売業・サービス業 (宿泊業・娯楽業除く)	5人以下
サービス業のうち宿泊業・娯楽業	20人以下
製造業その他	20人以下

(※2) 常時使用する従業員の数には、会社役員(従業員との兼務役員は除く)、個人事業主本人および同居の親族従業員、日々雇い入れられる者、2か月以内の期間を定めて使用される者、季節業務に4か月以内の期間を定めて使用される者、試みの使用期間中の者は含まれません。

【注意点】

- ・「200万円コース」、「600万円コース」のいずれかに、1テーマのみ申請できます。（複数申請した場合は、全ての申請が無効となります）
- ・「600万円コース」は、他社のモデルとなるような事業（新規性や革新性、優位性等が高いもの）を優先して採択します。
- ・補助金申請額が補助下限額未満の場合は申請できません。
- ・申請後であっても、交付決定までの間に、小規模企業者の定義から外れた場合は、補助率が3/4から2/3への計画変更となります。

4 補助対象経費

(1) 補助対象経費

項目	内容
機械装置・システム費 【必須経費】	AI・IoT・RPA・クラウドサービス等のデジタル技術を活用した機械装置・工具機器又は情報システムの購入、試作、改良又は借用に要する経費、クラウドサービス等利用料 ※専用ソフトウェア、情報システム構築等も補助対象 ※ <u>機械装置や情報システムは、石川県内の事業所・工場等に設置されている必要あり</u> ※ <u>従量課金方式のサービスは補助対象外</u> ※ <u>クラウドサービス等を利用する事業所・工場等が石川県内の必要あり</u>
材料・消耗品費	試作品材料や消耗品の購入等に要する経費 ※ <u>補助対象期間内分のみ対象</u>
外注加工・評価分析費	外注加工及び評価分析に要する経費 ※情報システムや機械装置等の製作を外注する場合は、「機械装置・システム費」
技術指導費	デジタル技術を活用したシステム・設備等の効率的な導入方法等について助言を受けるため、外部の技術指導員・講師等に支払う謝金等 ※ <u>上限額：補助対象経費総額(税抜)の2分の1</u>

(2) 補助対象外経費

次のいずれかに該当する経費については、原則、補助対象経費とはなりません。

- ・ 交付決定日よりも前に見積、発注、購入、契約等を実施したもの
- ・ 証拠資料等によって支払金額が確認できない経費
→ 原則、振込による支払の証拠書類が必要であり、相殺、小切手、手形決済等は不可
- ・ 見積から支払い完了まで補助事業期間内で完結していない経費
→ 見積・発注・納品・請求・支払いの全てが補助事業期間内であることが必要
- ・ 県外の事業所・工場等に設置した「機械装置」「情報システム」等
(クラウドサービスは、設置場所に関わらず、県内の事業所・工場等が利用する場合は対象)
- ・ AI・IoT・RPA・クラウドサービス等のデジタル技術を活用していない設備
- ・ HP、ECサイトの制作やSEO対策、SNS活用に係る経費
- ・ 販売を目的とした製品、商品等の材料費(試作品を除く)
- ・ 料金体系が従量課金方式のクラウドサービス等の利用料
- ・ 顧問契約としての技術指導費
- ・ 外部の技術指導員・講師等の交通費、宿泊費
- ・ 通信費や光熱水費、文房具などの事務用品等の消耗品代
- ・ 振込等手数料(代引手数料含む)、各種保証料、保険等
- ・ 公租公課(消費税及び地方消費税額等)
- ・ 汎用性があり、目的外使用になり得るもの(例えば、事務用のパソコン、プリンタ、文書作成ソフトウェア、タブレット端末、スマートフォン、デジタル複合機等の購入費、自動車等車両の購入費・修理費・車検費用など)
- ・ 中古品の購入費
- ・ 機械装置・システム等を設置しているフロアの賃借料
- ・ 補助対象経費以外の項目に区分される経費
- ・ 上記のほか、公的な資金の用途として社会通念上、不適切と認められる経費

<補助対象期間とクラウドサービス等利用料に関する注意>

利用期間と支払日の両方が、補助対象期間内である必要があります。

(補助対象期間：2022年9月1日～2023年1月31日の場合)

例) 9月1日事業開始で利用料の支払いが月末締め→翌月払いの場合

補助対象可否	利用日	支払日
×	2022. 8. 1～2022. 8. 31 (×)	2022. 9. 21
○	2022. 9. 1～2022. 9. 30	2022. 10. 21
○	2022. 12. 1～2022. 12. 31	2023. 1. 21
×	2023. 1. 1～2023. 1. 31	2023. 2. 21 (×)

例) 9月1日事業開始で利用料の支払いが20日締め→当月払いの場合

補助対象可否	利用日	支払日
×	2022. 8. 21～2022. 9. 20(×) ※ 補助対象期間前に着手しているため全体が対象外	2022. 9. 30
○	2022. 9. 21～2022. 10. 20	2022. 10. 30
○	2022. 12. 21～2023. 1. 20	2023. 1. 31
×	2023. 1. 21～2023. 2. 20	2023. 2. 28 (×)

例) 9月1日事業開始で利用料1年分をまとめて前払いの場合

補助対象可否	利用日	支払日
△	2022. 9. 1～2023. 8. 31 (△) ※補助対象期間中の分のみ、 月割(日割)計算して対象 (2022. 9. 1～2023. 1. 31 → ○) (2023. 2. 1～2023. 8. 31 → ×)	2022. 10. 30

(3) 実績報告時の証拠書類

全ての支払に必要となるもの (共通)	「見積書(税抜単価50万円以上の場合は2者の見積書、もしくは業者選定理由書)」、「発注書(契約書)」、「納品書(業務完了報告書)」、「請求書」、「支払証明書(振込控又は振込処理済通知書、当座勘定照合表等)」など	
その他、追加で必要となるもの	機械装置・システム費	税抜単価50万円以上の物品の場合は、その写真、取得財産等管理台帳 など
	技術指導費	技術指導契約書又は見積書又は社内規程等金額のわかるもの、指導報告書 など

5 募集期間及び応募方法

(1) 募集期間

2022年4月15日（金）から2022年5月31日（火）午後4時（必着）まで

(2) 申請様式（石川県産業創出支援機構のHPからダウンロード）

【URL】 <https://www.isico.or.jp/support/dgnet/d41161741.html>

(3) 申請書類

① 「事業計画書（別記様式、別紙1～3）」

・「200万円コース」、「600万円コース」ごとに様式が異なります。

② 「申請者の決算書（直近2カ年分）」

・中小企業の場合は、貸借対照表、損益計算書、販売費及び一般管理費明細、製造原価明細、株主資本等変動計算書（個人事業主の場合は、直近2か年分の確定申告書の写し。組合の場合は、直近2か年分の決算書及び定款。創業間もない場合は、履歴事項全部証明書及び作成済みの決算書）

(4) 提出方法

申請書類の提出は、下記①②のいずれかの方法に限ります。

① 電子メール + 郵送

【電子メールで送付するもの（添付ファイル容量5MBまで）】

提出書類	提出形式
・事業計画書 （別紙様式、別紙1～3）	・エクセルファイル【必須】
・申請者の決算書 （直近2カ年分）	・PDFファイル （ワード・エクセルファイル可）

【郵送するもの】

提出書類	備考
・「代表者印」を捺印した事業計画書の表紙（別記様式）	・別紙1～3及び決算書の郵送は不要 ・原則郵送。ただし、募集期間終了間際のみ、持参可

※ 募集期間内に、電子メール・郵送の両方を提出して頂く必要があります。



② 電子申請システム [jGrants]

【電子申請システムで提出するもの（添付ファイル容量 5MB まで）】

提出書類	提出形式
・ 事業計画書 （別紙様式、別紙 1～3）	・ エクセルファイル【必須】
・ 申請者の決算書 （直近 2 か年分）	・ PDF ファイル （ワード・エクセルファイル可）

※ 事業計画書の表紙（別記様式）に「代表者印」の捺印不要

※ 別途、郵送していただくものではありません。

なお、①「電子メール+郵送」と②「電子申請システム [jGrants]」との違いは、「代表者印」を捺印した事業計画書の表紙（別記様式）の郵送の有無だけであり、審査には全く影響しません。

電子申請システム [jGrants] を既に利用している企業の事務手続きの簡素化が図れるように配慮したものであり、電子申請システム [jGrants] を無理に利用していただく必要はありません。

(5) 提出先

メールアドレス	digital@isico.or.jp
郵送先住所	〒920-8203 石川県金沢市鞍月 2 丁目 20 番地 石川県地場産業振興センター新館 1F 石川県産業創出支援機構 産業振興部 デジタル推進課

(6) 相談先

補助対象として認められるか事前に確認したい、申請書類や提出方法等が分からないなどがありましたら、下記までご相談ください。

相談窓口	連絡先
石川県産業創出支援機構 産業振興部 デジタル推進課 （ISICO デジタル化補助金対応デスク）	076-267-1001
石川県商工労働部 産業政策課 産業デジタル化支援グループ	076-225-1519

なお、上記相談窓口では、事業計画書の事前確認は行っていないため、事業計画書の策定にあたっては、必要に応じて、よろず支援拠点、商工会・商工会議所等の支援機関や金融機関などにもご相談いただければと思います。

6 事業の選定

(1) 審査方法

- ・申請書類は、外部有識者等が審査基準に基づき採点を行い、その結果を踏まえて石川県産業創出支援機構が採択案件を決定します。
- ・必要に応じて、申請書類の内容についてヒアリングする場合があります。
- ・審査経過に関する問い合わせには一切応じられません。
- ・採択された場合でも、予算の都合等により採択額が申請額よりも減額される場合があります。（昨年度の採択企業については、一部減額されました。）
- ・採択案件の決定後、すべての申請者に対し、速やかに採択もしくは不採択の通知を行います。

(2) 審査基準

① 設備導入の目的の妥当性 ・デジタル技術を活用した設備導入の必要性を十分検討した上で、経営的視点も含めた事業目的が設定されているか。	【別紙1】
② 課題設定の妥当性 ・事業課題が適切な現状分析に基づいて適切に設定されており、かつ明確なものであるか。	【別紙2の2】
③ 課題の解決策及び取組内容 ・事業課題に対する解決策、取組内容が妥当かつ整合性が認められるか。 ・ <u>新規性や革新性、優位性等が高い取組内容であるか。</u> [600万円コース] ・取組内容のスケジュールが妥当か。	【別紙2の2】
④ 生産性向上等の効果や費用対効果が高いか ・設備導入によって期待される効果（数値目標）や経営面での目標設定（改善効果）が妥当であるか。	【別紙2の2、3】
⑤ ・AI・IoT・RPA・クラウドサービス等のデジタル技術を効果的に活用しているか。	【別紙2の1、2】

(3) 採択予定件数

- ・「200万円コース」 100件程度
- ・「600万円コース」 80件程度

※ 予算の範囲内で採択しますので、採択予定件数は目安となります。

※ 200万円コースは、2次募集（50件程度）を8月頃に予定していますが、1次募集の採択結果によっては、2次募集を確約するものではありません。

(4) 補助金の交付について

- ・採択決定後、交付申請書を提出いただき、予算を確認した上で交付決定となり、交付決定後、補助事業に着手することができます。(事前着手不可)
- ・採択後であっても、補助対象外経費が含まれている場合、採択金額からそれらの経費を除いて交付決定することとなります。
- ・「200万円コース」の場合は、事業終了後1か月以内もしくは2023年1月6日のいずれか早い日まで（ただし、補助対象期間は、最長で2022年12月31日までとなります。）に、
「600万円コース」の場合は、事業終了後1か月以内もしくは2023年1月31日のいずれか早い日までに、
補助対象事業の成果、ならびに支出ごとに見積から支払までの書類を揃えた上で、補助金の実績報告書を提出いただき、精算払となります。
- ・実績報告書の提出期限を過ぎた場合、交付決定の取消しとなる場合があります。

7 その他事業にあたっての注意事項

採択された場合は、以下の条件を守らなければなりませんのでご了承ください。

(1) 事業化状況等の報告

補助事業終了後3年間、事業化等の状況について、別途指定する様式に従って報告書を提出していただきます。

(2) 補助事業の変更等

交付決定を受けた後、事業の経費の配分又は内容を変更しようとする場合、若しくは補助事業を中止又は廃止しようとする場合は、事前に承認を得なければなりません。

(3) 書類の保存

事業に係る経理について、その収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、交付年度終了後5年間保存しなければなりません。

(4) 事業により取得した機械の管理等

取得財産のうち、税抜単価50万円以上の機械等の財産又は効用の増加した財産(処分制限財産)は、処分制限期間内に取得財産を処分(①補助金の交付の目的に反する使用、譲渡、廃棄、交換、貸し付け、②担保に供する等)しようとするときは、事前にその承認を受けなければなりません。

(5) 検査

事業期間中の進捗状況確認及び事業終了後の確定検査のため、石川県産業創出支援機構が実地検査に入ることがあります。

(6) 収益納付

本事業による事業化又は知的財産権の譲渡又は実施権設定及びその他当該事業の実施結果の他への供与により収益が得られたと認められる場合、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額について納付を求めることがあります。

<全体スケジュール（2022年度）>

日 程	実 施 内 容
2022年4月15日 ～2022年5月31日	<ul style="list-style-type: none"> ● 事業計画書等の提出 【申請企業 → 石川県産業創出支援機構】
2022年7月頃	<ul style="list-style-type: none"> ● 審査【石川県産業創出支援機構】
2022年8月頃	<ul style="list-style-type: none"> ● 採択 <ul style="list-style-type: none"> ① 交付申請書の提出【申請企業 → 石川県産業創出支援機構】 ② 交付決定通知の送付【石川県産業創出支援機構 → 申請企業】 ※ <u>全ての採択企業の交付申請日、交付決定日は同一日付となります。</u>（採択時にお伝えします）
（事業期間中）	<ul style="list-style-type: none"> ● 進捗状況の現地確認【石川県産業創出支援機構 → 申請企業】
<u>事業終了後1か月以内、もしくは、200万円コース：2023年1月6日（600万円コース：2023年1月31日）のいずれか早い日</u>	<ul style="list-style-type: none"> ● 実績報告書の送付【申請企業 → 石川県産業創出支援機構】 （実績報告書、支出に関する証憑、取得財産管理台帳など） ※ <u>事業終了後速やかに提出してください。</u> ※ <u>提出期限を過ぎた場合、交付決定の取消しとなる場合がありますのでご注意ください。</u> ● 補助金額の確定通知送付【石川県産業創出支援機構 → 申請企業】
<u>確定検査終了後速やかに</u>	<ul style="list-style-type: none"> ● 精算払請求書の送付【申請企業 → 石川県産業創出支援機構】 ● 補助金の支払い【石川県産業創出支援機構 → 申請企業】